

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したことについて通知がありました。

令和二年三月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）

二 測量の地域 五條市、宇陀市、宇陀郡曾爾村及び御杖村並びに吉野郡十津川村、下北山村、上北山村及び東吉野村

三 測量の終了年月日 令和二年二月二十一日